



令和8年度 淡路市職員採用候補者試験案内

【令和9年度採用（社会人経験者のみ令和8年度10月採用）】



令和8年度10月&令和9年度採用 淡路市職員募集

共に創ろう。



| | | |
|------|---|---|
| 試験職種 | 一般行政職（高校卒業以上） 一般行政職（障がい者） 一般行政職（保健師） 一般行政職（土木・建築技術職） | 一般行政職（社会人経験者） 一般行政職（保育士） 一般行政職（歯科衛生士） |
| 試験日 | 令和8年6月13日（土） <u>SPI（公務員試験対策不要）</u> | |
| 受付期間 | 令和8年4月21日（火）～ 令和8年6月1日（月） | |
| 申込方法 | インターネット申込（LoGo フォーム） | |

1 試験職種、採用予定人員、職務内容

| 職 種 区 分 | | 採用予定人員 | 職 務 内 容 |
|-----------------|-------|--------------------------------------|---------|
| 一般行政職（高校卒業以上） | 10人程度 | 一般行政事務に従事します。 | |
| 一般行政職（社会人経験者） | 5人程度 | | |
| 一般行政職（障がい者） | 1人程度 | | |
| 一般行政職（保育士） | 5人程度 | 市立認定こども園及び保育所(園)の業務に従事します。 | |
| 一般行政職（保健師） | 1人程度 | 市民の健康管理及び保健指導等の業務に従事します。 | |
| 一般行政職（歯科衛生士） | 1人程度 | 市民の歯・口腔の健康管理及び保健指導等の業務に従事します。 | |
| 一般行政職(土木・建築技術職) | 2人程度 | 道路・施設等の設計・施工管理等、土木・建築行政の専門的業務に従事します。 | |

2 受験資格

| 職 種 区 分 | 受 験 資 格（各学校は、学校教育法に基づく。） |
|----------------------------------|--|
| 一般行政職 （高校卒業以上） | 平成13年4月2日以降に生まれ、高等学校以上の学校を卒業した人 |
| 【令和8年10月採用】 一般行政職 （社会人経験者） | 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、令和8年9月30日時点における直近5年（令和3年10月1日以降）のうち通算して3年以上「常勤」としての社会人経験を有する人又は同経験見込みの人 |
| 一般行政職 （障がい者） | 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人で、次の要件を全て満たす人 ・昭和51年4月2日以降に生まれ、高等学校以上の学校を卒業し、又は令和9年3月末までに卒業見込みの人 ・SPI試験及び口頭による面接に対応可能な人 |
| 一般行政職 （保育士） | 昭和56年4月2日以降に生まれ、保育士資格及び幼稚園教諭免許（1種又は2種）の両方を有する人又は令和9年3月末までに同資格及び同免許を取得見込みの人 |
| 一般行政職 （保健師） | 昭和61年4月2日以降に生まれ、保健師の免許を取得し、又は令和9年3月末までに同免許を取得見込みの人 |
| 一般行政職 （歯科衛生士） | 昭和61年4月2日以降に生まれ、歯科衛生士の免許を取得し、又は令和9年3月末までに同免許を取得見込みの人 |
| 一般行政職 （土木・建築技術職） | 昭和61年4月2日以降に生まれ、次のいずれかの要件を満たす人 ・高等学校以上の学校において、土木・建築の職に関する専門課程を修了して卒業し、若しくは令和9年3月末までに卒業見込みの人 ・令和9年3月31日時点における直近5年（令和4年4月1日以降）のうち通算して3年以上「常勤」として民間企業等における土木・建築に関する正社員等の職務経験を有する人又は同経験見込みの人 |

注意事項

- ・**職種区分** の採用日は令和8年10月1日、それ以外の区分は令和9年4月1日を予定しています。
- ・高校新卒等の他の職種区分は、令和8年9月に別途採用試験を実施する予定です。
- ・職種区分、について、社会人経験の対象となる「常勤」とは、会社員・公務員・団体職員・自営業者等の社員等として、勤務時間が週30時間以上の就業を1年以上継続した期間（休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。）が該当します。また、最終合格後、職

務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、職歴が確認できない場合は、合格を取り消します。

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格事項）のいずれかに該当する人は、いずれの職種も受験できません。

欠格事項（抜粋）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
|---|

- ・ 保育士は、特定登録取消者や特定免状失効者の確認について、国のデータベースを活用します。
- ・ 受験申込は、上記職種区分のうち1区分に限ります。また、受付後の区分変更はできません。

3 試験の日時、場所、試験内容及び合格者の決定

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、試験ごとに受験者へ可否を通知します。

(1) 試験の日時、場所

第1次試験 令和8年6月13日（土） 午前10時から 淡路市役所内

第2次試験 令和8年7月上旬予定 （第1次試験合格者に別途通知します。）

第3次試験 令和8年7月中・下旬頃予定（第2次試験合格者に別途通知します。）

(2) 試験内容（全職種区分共通）

| 試験区分 | 試験方法 | 試験内容 |
|-------|--------|-----------------------|
| 第1次試験 | SPI | 基礎能力検査（70分） 性格検査（40分） |
| 第2次試験 | 集団面接試験 | 5人程度の集団面接による試験（30分程度） |
| 第3次試験 | 個別面接試験 | 個別面接による試験（20分程度） |

(3) 合格者の決定（全試験共通）

それぞれの職種区分ごとに、点数の高い順に合格者を決定します。

なお、それぞれの試験には一定の合格基準があり、合格基準に満たない場合は、不合格とします。

4 第3次試験合格から採用まで

- (1) 第3次試験合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから、さらに採用前に身体検査等を行い、採用者が決定されます。
- (2) 採用は、令和9年4月1日の予定です。（職域区分のみ、令和8年10月1日）。
- (3) 卒業見込者が、令和9年3月31日までにその属する学校を卒業できない場合又は資格取得見込者が、資格を取得できない場合は、採用を取り消します。
- (4) 受験資格がないこと、又は受験申込書等の記載結果に、不正があることが判明した場合は、採用を取り消します。

5 受験申込手続

- (1) 受付期間 令和8年4月21日（火）～ 令和8年6月1日（月）
- (2) 申込方法 インターネット（LoGo フォーム）
- (3) 提出書類 【 から は全職種区分共通】

受験申込書（受験票） 履歴書兼自己PRカード、 最終学校の卒業（見込）証明書

交付を受けている全ての障害者手帳等の写し（障がい者の方）

保育士及び幼稚園教諭免許の資格を証明する（取得見込が確認できる）ものの写し（保育士の方）

保健師免許の資格を証明する（取得見込が確認できる）ものの写し（保健師の方）

歯科衛生士免許の資格を証明する（取得見込が確認できる）ものの写し（歯科衛生士の方）

専門課程を修了していることを証明する（修了見込みが確認できる）ものの写し（土木・建築技術職の方の一部）

(4) 注 意

【オンライン（LoGo フォーム）による申込】

- ・上記、受験申込書 履歴書兼自己 PR カードの内容を入力いただき、 のデータを PDF ファイルに変換後、LoGo フォームから送信してください。受験票は受付完了後に後日、こちらからメールで送付します。
- ・ から までの写しについては、PDF データ等を添付して送信してください。
- ・顔写真（証明写真）のデータ（JPG）を添付してください。
- ・受験申込に際して提出されたデータは、返却しません。
- ・インターネット環境が無いなどの理由により、オンライン申請ができない方は、受付期間までに、淡路市総務部総務課職員係（電話 0799-64-2503）へお問い合わせください。

6 給与（給与改定等により変わる場合があります）

- (1) 初任給月額（地域手当を含む。） 高校卒 208,312円（一般行政職）
短大卒 225,160円（一般行政職）
大学卒 241,280円（一般行政職）
上記金額を基礎とし、民間企業等での職務経験などを考慮の上、決定します。

- (2) 諸手当は、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当など、条例に定めるところにより支給します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求は開示できませんので、受験者本人が運転免許証等、本人を確認できる身分証明書を持参の上、直接下記開示場所までお越しください。

| 請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|---------|-------|--------------------|--------------------|
| 各試験不合格者 | 得点、順位 | 各試験の結果を公表した日から1か月間 | 淡路市役所本庁2号館2階総務部総務課 |

8 その他

受験手続その他のお問い合わせは、淡路市総務部総務課職員係（電話 0799-64-2503）へお問い合わせください。